

豊頃町いじめ防止基本方針

平成30年4月1日改定

1 策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

またいじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、どのような場面でも起こりうるものであることを認識し、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの未然防止、早期発見、迅速な対応に努め地域社会全体で取り組むことが重要である。

このため、豊頃町は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、豊頃町いじめ防止基本方針を定め、家庭、学校、地域及び関係機関・団体の連携の下、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

この度、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」及び北海道の「いじめの防止基本方針」が改定されたことを踏まえて、「豊頃町いじめ防止基本方針」を改定する。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

いじめは、法第2条に「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係^{*}にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定している。

<留意事項>

- いじめを受けた児童生徒の中には、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気づいていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるにいたっていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめに繋がる場合もある。
- 軽い言葉で相手を傷つけたが、加害者児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、学校いじめ対策組織で情報共有をして対応する。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 日頃からグループ内で行われている「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気づいていながら見逃して

しまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

- 「発達障害を含む障がいのある児童生徒」「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒等」「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」「甚大な災害や事故により被災し避難している児童生徒」等、特に配慮が必要な児童生徒については、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うと共に、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

※注釈：「一定の人的関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒となんらかの関係がある児童生徒を指す。

(2) いじめの解消

いじめは安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態^{*}とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、必要に応じて被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など、他の事情も勘案して判断する。

- ①いじめの行為がやんでいること(少なくとも3ヶ月を目安とする)

いじめの被害の重大性等から、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

<留意事項>

- 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

- いじめが解消に至るまで「学校いじめ対策組織」において、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

- 解消の見極めにあたっては、保護者のほか、スクールカウンセラー等を含めた集団で判断することが大切である。

※注釈：「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、いじめが再発する可能性やいじめを受けた心理的影響は消えない場合も十分にありえる。日常的に注意深く観察する必要がある。

3 学校と家庭(保護者)の責務及び地域の役割

(1) 学校及び教職員の責務

ア、学校は、児童生徒のささいな変化・兆候にも注意し、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。

イ、学校は、加害児童生徒にいじめの非に気づかせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。

ウ、教職員は、いじめを発見した場合等は、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、組織的な対応に繋げる。

エ、教職員は、学校いじめ対策組織で情報共有を行った後は、組織的な対応の下、被害児童生徒を徹底して守り通す。

オ、教職員は、自らの不適切な言動等によりいじめを助長することの無いように十分留意する。

(2) 家庭（保護者）の責務

ア、家庭は、児童生徒にとって温かい愛情に包まれた場として、心のよりどころであるとともに、児童生徒の教育に関し第一義的な責任を有している。

イ、保護者は、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナーを児童生徒に身につけさせる。

ウ、保護者は、児童生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」と言う気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情を十分に理解し、対応するよう努める。

(3) 地域の役割

ア、地域は子どもにとって異世代間の交流や社会体験活動等に取り組むことができる場として、発達段階に応じた健やかな成長・発達に欠かせない役割を担っている。

イ、児童生徒がいじめを受けていると感じた場合などには、学校や保護者、相談機関等の関係団体に相談や連絡するなどして、児童生徒の抱える問題の解消に努める。

4 いじめ防止対策の基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

教育活動全体を通じ、児童生徒の豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度を養う。

いじめの背景に、多くの要因があることに着目し、この観点からもその改善と適切な対処ができる力を育む。

全ての児童生徒が安心感を持ち、自己有用感や充実感を感じられる環境づくりを推進する。

(2) いじめの早期発見

いじめは、早期発見が早期解消に結びつくものであることから、児童生徒に関わる全ての関係者が連携し、児童生徒の小さな変化も見逃さない対応に取り組む。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査の実施や教育相談・電話相談窓口の周知に努め、児童生徒や保護者が相談しやすい体制を整える。

(3) いじめ問題への迅速な対応

いじめが確認された場合、学校及び関係者は、いじめを受けた児童生徒の安全確保を最優先し、事実把握と関係者、機関等への連絡相談を迅速に行う。

学校及び関係者は、いじめを確認した場合の対処について、日常的な組織対応、解決体制を整備する。

(4) 学校、家庭、地域及び関係機関・団体の連携

地域全体で児童生徒を見守る健全育成推進のため、学校、家庭、地域及び関係機関等が連携し、

いじめ問題を含む児童生徒の現状について必要な情報を共有し、共通理解を図り連携して取り組む体制を整備する。

5 いじめの防止に関する内容

(1) いじめの防止に係る組織

法第14条に規定する、いじめの防止等に関する機関、団体の連携を図るため、必要と認めるときは、豊頃町立小中学校、豊頃町教育委員会、豊頃町PTA連合会、豊頃町青少年健全育成連絡協議会その他関係者により構成する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

(2) いじめの防止に関する取組

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、円滑な人間関係を築く能力を養うことが、いじめの防止に大きく資することから、全ての教育活動を通じ報徳のおしえを基本とする道徳教育及び豊頃町の歴史を踏まえた体験活動等の充実を図る。

イ 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するもの（法第9条）であり、この責務を踏まえて子の規範意識を養うことが適切にできるよう、保護者を対象とする活動など、家庭への啓発、啓蒙を行う。

ウ 学校教育及び社会教育活動におけるいじめ防止の取り組みを点検し、日常的な取り組みが充実する体制化を図る。

6 学校におけるいじめの防止に関する取組

町立小中学校は、法第13条の規定に基づく「学校いじめ防止基本方針」を定め、次の事項を公表するものとする。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 学校及び教職員の責務 | (4) いじめ発見後の適切な対応 |
| (2) いじめ対策のための組織 | (5) いじめ防止のための研修の充実 |
| (3) いじめ発見と防止のための取組 | (6) 重大事態への対応 |

7 いじめ重大事態への対処

法第28条第1項各号に規定する重大事態*が発生した場合は、直ちに調査等の適切な取り組みを実施する。

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 重大事態の報告 | 重大事態が発生した場合、学校は直ちに教育委員会へ報告し、教育委員会はこれを町長へ報告する。 |
| (2) 調査の実施 | 教育委員会又は学校は、事実関係を明らかにするための調査を行う。 |
| (3) 調査結果の説明及び報告 | 前号の調査を行ったときは、事実関係その他必要な情報を、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し説明するとともに、町長へ報告する。 |
| (4) 町長による再調査 | 前号の報告を受けた町長は、必要があると認めたときは、再調査を行うことができる。この調査結果は町議会に報告しなければならない。 |

<留意事項>

○重大事態が発生した場合には、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省改訂）に沿って適切かつ速やかに対応する。

○いじめられて重大事態に至ったという児童生徒や保護者からの申し立てがあった時は、重大事態が

発生したものとして報告・調査等に当たる。

- 被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。
- （２）の調査の実施は、事実関係を明確にするために行う。
「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ（いつ頃から）誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にすることである。
- 情報提供については、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、調査によって明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明する。

※注釈：重大事態とは

- 1、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされてる疑いがあると認めるとき。
- 3、1の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、下記のような場合を指す。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- 4、2の「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に係わらず、迅速に対応する。

【重大事態に対する調査・フロー図】

町立小中学校

重大事態の発生

発生
の
報告

教育委員会

調査主体を判断

町長

発生報告

学校いじめ対策のための組織
(学校に設置)

いじめ問題対策連絡協議会
(教育委員会に設置)

学校又は教育委員会のいずれかが調査の主体となって、事実関係を調査する。

調査
結果
の
説明

調査
結果
の
報告

いじめを受けた児童等
及び保護者

教育委員会

調査
結果
の
報告

町長

議会

再調査結果の報告

必要
がある
場合
と

再
調査
結果
の
報告

いじめ事案調査委員会 (仮称)

調査結果について再調査